

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人双恵会（以下、「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事及び監事、評議員、顧問、評議員選任・解任委員をいう。

(報酬の総額)

第3条 役員等の会計年度ごとの報酬総額は2,000,000円とする。

(報酬等の支給)

第4条 役員等に対して、理事会、評議員会、監事監査、評議員選任・解任委員会等への出席に係る職務執行の対価として、下記表に定める報酬を支給する。

- 2 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、職務執行の対価として、下記表に定める報酬を支給する。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、施設長等の施設職員が役員等の場合、報酬は支給しない。

職務執行の内容	報酬の額
理事会への出席	日額 10,000円（源泉後の金額）
評議員会への出席	日額 10,000円（源泉後の金額）
監事監査への出席	日額 10,000円（源泉後の金額）
評議員選任・解任委員会への出席	日額 10,000円（源泉後の金額）
法人業務のための出勤	日額 10,000円（源泉後の金額）

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、源泉徴収後の金額を支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、給与規程第6章旅費に定める各条文の規定を準用する。この場合において旅費の額等は、管理職・役職等に相当するものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。